

別表（第3条、第4条関係）

	補助対象となる研修	補助対象経費	補助要件
1	実務研修 【87時間】	研修受講料、介護支援専門員登録申請手数料及び介護支援専門員証交付手数料	(1) 当該研修修了後3月以内に、区内事業所において介護支援専門員等として就労を開始しており、かつ、申請時において、当該就労の開始後3月間就労を継続し、区被保険者に対しケアマネジメントを行っていること。 (2) 他の公的機関等から補助対象経費について他の助成等を受け、又は受けようとしていないこと。 (3) 当該研修受講に伴う介護支援専門員証交付手数料については、申請時において新規又は更新後の介護支援専門員証が交付されていること。
2	再研修 【54時間】	研修受講料及び介護支援専門員証交付手数料	
3	更新研修（実務未経験者） 【54時間】	研修受講料及び介護支援専門員証交付手数料	
4	更新研修（専門Ⅰ・Ⅱ相当） 【88時間】	研修受講料及び介護支援専門員証交付手数料	(1) 申請時において、当該研修を修了しており、区内事業所において、介護支援専門員等として配置され、かつ、区被保険者のケアマネジメントを6月以上継続していること。
5	更新研修（専門Ⅱ相当） 【32時間】	研修受講料及び介護支援専門員証交付手数料	
6	専門研修Ⅰ 【56時間】	研修受講料	(2) 他の公的機関等から補助対象経費について他の助成等を受け、又は受けようとしていないこと。
7	専門研修Ⅱ 【32時間】	研修受講料及び介護支援専門員証交付手数料	
8	主任介護支援専門員研修 【70時間】	研修受講料	(3) 当該研修受講に伴う介護支援専門員証交付手数料については、申請時において更新後の介護支援専門員証が交付されていること。
9	主任介護支援専門員更新研修 【46時間】	研修受講料及び介護支援専門員証交付手数料	